

# 登録タイル張り基幹技能者更新講習の実施要領

<この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。>



国土交通大臣登録第29号  
登録タイル張り基幹技能者講習機関

登録タイル張り基幹技能者講習修了証の更新について  
(平成30年5月1日現在)

1. 「講習修了証」の有効期限と更新

登録タイル張り基幹技能者の資格の有効期限(=講習修了証有効期限)は5年となっており、資格取得後5年ごとに資格の更新が必要となります。有効期限内に更新手続きをされない場合は、資格(講習修了証)が失効しますのでご注意ください。更新手続きは、当工業会が実施する更新講習を受講いただき、登録タイル張り基幹技能者として求められる能力水準が引き続き確保されていると確認された者に対し行うことになっています。

当工業会では、講習修了証の有効期限を迎える登録タイル張り基幹技能者を対象に、毎年、前期(6月～8月)と後期(10月～12月)の2回更新講習を行います。

更新講習は講習修了証の有効期限の一年前から有効期限終了後半年までの間受講出来ます。ただし、講習修了証の有効期限内に更新ができなかった者は、新たな講習修了証が交付されるまで「登録タイル張り基幹技能者」の資格を失います。

2. 登録タイル張り基幹技能者更新講習の実施概要

(1) 講習の形式 : 通信教育

当工業会が送付するテキストによる「自宅学習と能力確認試験」により行います。受講者は送付されたテキストにより自宅等で学習し、指定期日までに能力確認試験問題の解答書及び試験問題を(一社)日夕煉に返送いただきます。

(2) テキスト及び試験問題

○テキスト 登録基幹技能者共通テキスト

登録タイル張り基幹技能者専門テキスト

○試験問題 50問(1問2点100点満点) 合格基準点60点以上

※ただし、総合点に置いて合格基準に達した場合であっても、共通事項および専門的事項の各事項の正答率が6割(50点満点中30点)に達しない場合は不合格となります。

※能力確認試験不合格者に対しては再試験を実施します。

(3) 受講料 ¥7,000円+消費税

振込先 三井住友銀行 飯田橋支店 普通 6977828  
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会

### 3. 更新手続の流れ

- (1) (一社) 日夕煉登録タイル張り基幹技能者講習委員会 (以降「講習委員会」) は、講習修了証の有効期限が到来する登録タイル張り基幹技能者に対して、前もって更新申請書類及び講習修了証の更新手続の案内を送付する。
- (2) 更新対象者で講習修了証の更新を行おうとする者は、登録タイル張り基幹技能者講習修了証更新申請書類により申請を行う。
- (3) 講習委員会は、更新申請のあった者について更新申請書類に基づき更新講習受講資格の可否を審査する。  
審査の結果受講資格を満たしている申請者に対し、テキスト及び能力確認試験問題及び解答書を送付する。
- (4) 申請者は講習委員会より送付されたテキストにより自宅学習したうえで、能力確認試験問題に解答し、試験問題及び解答書を指定期日までに(一社)日夕煉に提出する。
- (5) 試験合格者に対し講習修了証の更新を認める旨を通知し、新たな講習修了証を交付する。
- (6) 試験不合格者に対しその旨を通知し、自己の誤り部分を認識させた上で、補習及び再試験を実施する。補習及び再試験を実施する。  
補習・再試験の実施により補うべき能力の(知識等)の習得が確認出来た場合、当該受講者に対し講習修了証の更新を認める旨通知し新たな講習修了証を交付する。

#### 4. 更新講習の受講資格

##### (1) 実務経験

登録タイル張り基幹技能者講習修了証取得後の有効期限内において、引き続きタイル張り工事の施工実務経験を有していること。

##### (2) 資格要件

現にタイル張り1級技能士の資格を有していること。

#### 【申込方法】

1. 更新講習の受講申込をされる方は、下記書類を提出下さい。

1	更新申請書	(一社)日夕煉指定の申請書 様式1
2	実務経験証明書	(一社)日夕煉指定の証明書 様式2 受講者氏名等及び実務経験等必要事項を記入、所属会社等の証明と捺印 ※ 受講者が事業主の場合は、誓約書欄に書名・捺印のこと (必須)
3	住民票 原本	抄本 申請日から2ヶ月以内の
4	資格証明書類 (A4版)	1級タイル張り技能検定合格証書の写し 登録タイル張り基幹技能者講習修了証(表面)の写し
5	顔写真	申請者本人の証明写真 縦4cm×横3cmを1枚 (写真は上半身、無帽、無背景、申請日から3ヶ月以内に撮影したもの、裏面に所属会社、氏名を記入) * 受講申込書に1枚張り付け
6	添付書類	金融機関で振り込んだ受講料振込受領書の写し

※ 氏名に変更のあった方戸籍抄本1通を添付下さい。

(申請日から1ヵ月以内のもの)

A4サイズの書類が折らずに入る封筒に入れ、封筒表面に「登録タイル張り基幹技能者講習更新講習申込書在中」と明記し、必ず配達記録が残る方で簡易書留等)で郵送下さい。

## 2. 受講資格審査及び受講要件不適合者への対応

① 更新講習受講審査	更新申請をされた方については、ご提出いただいた申請書類により受講資格要件の有無について審査を行います。
② 受講申請の受理及び更新テキスト、能力確認試験問題の送付	受講審査の結果、受講資格要件を満たすと認められた申請者に、更新講習テキスト（二冊）及び能力確認試験問題を送付します。
③ 受講申請の不受理	受講審査の結果、受講資格要件を満たさないと判断された場合は、更新出来ません。
④ 受講資格不適合者への対応	受講が認められなかった方には、その旨を通知し、更新申請関係書類及び受講料から振込手数料を差し引いた額を返却いたします。

## 3. 申込書、実務・職長経験証明書の入手方法

- ① （一社）日夕煉ホームページからダウンロード
- ② （一社）日夕煉事務局へ申込、郵送

## 4. 申込書類郵送先及び問い合わせ先

**【登録タイル張り基幹技能者講習実施機関事務局】**

一般社団法人日本タイル煉瓦工事工業会

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 二丁目 29 番地 こくほ 2 1 5 階

T E L 03-3260-9023 F A X 03-3260-9024

U R L <http://nittaren.or.jp>

Email [nittaren@mvi.biglobe.ne.jp](mailto:nittaren@mvi.biglobe.ne.jp)